

## 第58回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2023年7月26日（水曜日） 午前10時

**開催場所** 東京都港区高輪三丁目13番1号

グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール3階 こゝろん 崑崙

**議案及び** 第1号議案 剰余金の処分の件

**参考事項** 第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第7号議案 取締役兼務執行役員（執行役員を兼務しない取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

株式会社 伊藤園

証券コード：2593



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/2593/>



証券コード 2593  
2023年7月4日

株 主 各 位

東京都渋谷区本町三丁目47番10号

株式会社 **伊藤園**

代表取締役社長 本 庄 大 介

## 第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.itoen.co.jp/ir/schedule/meeting/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR投資家情報」「IRイベント」「株主総会」を順にご選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/2593/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「伊藤園」または「コード」に当社証券コード「2593」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って2023年7月25日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年7月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番1号  
グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール 3階 こみろん 崑崙
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第58期（2022年5月1日から2023年4月30日まで）事業報告及び計算書類の報告の件
  2. 第58期（2022年5月1日から2023年4月30日まで）連結計算書類の報告ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
  - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
  - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
  - 第7号議案 取締役兼務執行役員（執行役員を兼務しない取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

◎以下の事項は、電子提供措置事項として本招集ご通知1頁に記載の当社ウェブサイト等の各ウェブサイトに掲載しており、法令及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、書面交付請求された株主様にご送付している電子提供措置事項記載書面には記載していません。

1. 計算書類の個別注記表
2. 連結計算書類の連結注記表

したがって、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部です。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト等の各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## お願い

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。
- 株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.itoen.co.jp>

## 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

**日時** 2023年7月26日(水曜日)午前10時

**場所** 東京都港区高輪三丁目13番1号

グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール 3階 こんろん 崑崙

### 書面で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

**行使期限** 2023年7月25日(火曜日)午後5時到着分まで

### インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2023年7月25日(火曜日)午後5時まで

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

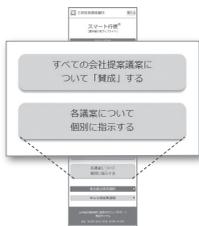
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用する新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

利益配分につきましては、安定的な利益配分を基本とし、配当を行ってまいります。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、第1種優先株式に対する当期の期末配当につきましては、第1種優先株式の内容に基づき、1株当たり普通株式1株に対して交付する金銭の額に、125パーセントを乗じた額（小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。）の金銭とさせていただきます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円

普通株式配当総額 金1,764,716,180円

当社第1種優先株式1株につき金25円

第1種優先株式配当総額 金818,935,675円

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当は、普通株式1株につき金40円、第1種優先株式1株につき金50円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年7月27日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 7,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 7,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

現行の定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

### 1. 提案の理由

- ①当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役の員数の変更等を行うものです。
- ②迅速な意思決定と機動的な業務執行が行えるよう、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものです（変更案第33条）。
- ③機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定を新設し（変更案第48条）、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第6条（自己の株式の取得）を削除するものです。
- ④その他、条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等、所要の変更を行うものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案における定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。  
(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (目 的) 当社は、次の <u>業務</u> を営むことを目的とする。	第2条 (目 的) 当社は、次の <u>事業</u> を営むことを目的とする。
(1)~(22) (条文省略)	(1)~(22) (現行どおり)
第3条~第4条 (条文省略)	第3条~第4条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第6条 (自己の株式の取得) 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	第6条 (削除)
第7条~第10条 (条文省略)	第6条~第9条 (現行どおり)
第11条 (単元未満株主の権利) (条文省略)	第10条 (単元未満株主の権利) (現行どおり)
(1)~(3) (条文省略)	(1)~(3) (現行どおり)
(4) 第9条に定める請求をする権利	(4) 第8条に定める請求をする権利
第12条 (条文省略)	第11条 (現行どおり)
第3章 優先株式	第3章 優先株式
第13条~第15条 (条文省略)	第12条~第14条 (現行どおり)
第16条 (種類株主総会の決議) (条文省略)	第15条 (種類株主総会の決議) (現行どおり)

## 現行定款

2.第12条第1項の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。

3.第20条、第21条及び第23条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

4.第22条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第17条～第18条（条文省略）

### 第4章 株主総会

#### 第19条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、それぞれ法令に別段の定める場合を除き会長又は社長がこれを招集する。

第20条（条文省略）

#### 第21条（議長）

株主総会の議長は、会長又は社長がこれにあたる。

2.会長及び社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

#### 第22条（決議方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

## 変更案

2.第11条第1項の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。

3.第19条、第20条及び第22条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

4.第21条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第16条～第17条（現行どおり）

### 第4章 株主総会

#### 第18条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

第19条（現行どおり）

#### 第20条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2.取締役会長及び取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第21条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

現行定款	変更案
<p>2.会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>2.会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>第23条（議決権の代理行使）</p>	<p>第22条（議決権の代理行使）</p>
<p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使できる。</p>	<p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>
<p>2.株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>2.株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第24条（条文省略）</p>	<p>第23条（現行どおり）</p>
<p>第5章 取締役及び取締役会</p>	<p>第5章 取締役及び取締役会</p>
<p>第25条（条文省略）</p>	<p>第24条（現行どおり）</p>
<p>第26条（員数）</p>	<p>第25条（員数）</p>
<p>当会社の取締役は<u>20名以内とする。</u></p>	<p>当会社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、<u>11名以内とする。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>2.当会社の監査等委員である取締役は、<u>4名以内とする。</u></p>
<p>第27条（選任方法）</p>	<p>第26条（選任方法）</p>
<p>当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>2.前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>出席した当該株主の議決権の過半数をもって</u>行う。</p>	<p>2.取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>その議決権の過半数をもって</u>行う。</p>

現行定款	変更案
<p>3.取締役選任の決議は累積投票によらない。</p> <p>第28条（任 期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>第29条（代表取締役）</p> <p>当社は、<u>取締役会の決議により、代表取締役若干名を定める。</u></p> <p>第30条（役付取締役）</p> <p>当社は、<u>取締役会の決議により会長、社長、各1名、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。</u></p>	<p>3.取締役の選任決議は、<u>累積投票によらない。</u></p> <p>第27条（任 期）</p> <p>取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2.監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3.任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第28条（代表取締役）</p> <p>取締役会は、<u>その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>第29条（役付取締役）</p> <p>取締役会は、<u>その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第31条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第30条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第32条（招集及び議長）</p> <p>取締役会の招集は、会長又は社長がおこない各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2.取締役会の議長は、会長又は社長がこれにあたる。ただし、会長及び社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。</p>	<p>第31条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2.取締役会長及び取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>（新 設）</p>	<p>第32条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2.取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第33条（取締役会）</p> <p>取締役会は、法令に定めるもののほか、重要な業務執行を決定する。</p>	<p>（削 除）</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>第33条（重要な業務執行の決定の委任）</u></p>
<p>第34条（取締役会の決議方法等）</p> <p>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p><u>2.会社法第370条の規定により、取締役の全員が取締役会決議事項について、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
(新 設)	<p>第34条（取締役会の決議方法）</p>
<p>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p><u>2.会社法第370条の規定により、取締役の全員が取締役会決議事項について、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
(新 設)	<p>第35条（取締役会の決議の省略）</p>
<p>第35条～第36条（条文省略）</p> <p>第6章 監査役及び監査役会</p> <p>第37条（監査役及び監査役会の設置）</p> <p>当社は、監査役及び監査役会を置く。</p>	<p>当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第36条～第37条（現行どおり）</p>	<p>第36条～第37条（現行どおり）</p>
<p>第38条（員 数）</p>	<p>(削 除)</p>
<p>当社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第39条（選任）</u>  <u>当社の監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第40条（任期）</u>  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するべき時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第41条（常勤監査役の選任）</u>  <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第42条（報酬等）</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第43条（招集及び議長）</u>  <u>監査役会の招集は、各監査役に対し会日の3日前迄にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができるものとする。</u>  <u>2.監査役会の議長は、招集者がこれにあたる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第44条（監査役会規程）</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p><u>第45条（監査役の責任軽減等）</u></p> <p><u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2.当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>	<p>（削 除）</p> <p>第6章 監査等委員会</p> <p><u>第38条（監査等委員会の設置）</u></p> <p><u>当社は、監査等委員会を置く。</u></p> <p><u>第39条（常勤の監査等委員）</u></p> <p><u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>第40条（監査等委員会の招集通知）</u></p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2.監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>第41条 (監査等委員会の決議方法)</u>
	<u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>第42条 (監査等委員会規程)</u>
	<u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
<p>第7章 会計監査人  第46条～第48条 (条文省略)  第49条 (報酬等)</p>	<p>第7章 会計監査人  第43条～第45条 (現行どおり)  第46条 (報酬等)</p>
<p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第8章 計 算  第50条 (事業年度)</p>	<p>第8章 計 算  第47条 (事業年度)</p>
<p>当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日迄とする。</p>	<p>当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日<u>まで</u>とする。</p>
<u>第51条 (剰余金の配当)</u>	(削 除)
<p><u>当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。)を行う。</u></p>	
(新 設)	<u>第48条 (剰余金の配当等の決定機関)</u>
	<p><u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>第52条（中間配当）</u></p> <p><u>当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。</u></p> <p>（新 設）</p>	<p>（削 除）</p> <p><u>第49条（剰余金の配当の基準日）</u></p> <p><u>当社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。</u></p> <p><u>2.当社の中間配当の基準日は、毎年10月31日とする。</u></p> <p><u>3.前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p><u>第53条（期末配当金等の除斥期間）</u></p> <p><u>期末配当金又は中間配当金が、支払い開始の日から満3年を経過しても、なお受領がないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2. （条文省略）</p> <p>（新 設）</p>	<p><u>第50条（配当金の除斥期間）</u></p> <p><u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2. （現行どおり）</p>
	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第58回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（13名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）10名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社における地位及び担当
1	<input type="checkbox"/> 再任	ほん しょう はち ろう 本 庄 八 郎	代表取締役会長
2	<input type="checkbox"/> 再任	ほん しょう だい すけ 本 庄 大 介	代表取締役社長 執行役員
3	<input type="checkbox"/> 再任	ほん しょう しゅう すけ 本 庄 周 介	代表取締役副社長 執行役員 営業統括本部長 CDO マーケティング本部
4	<input type="checkbox"/> 再任	わた なべ みのる 渡 辺 実	取締役副会長 執行役員 管理本部 国際本部 グループ経営推進部
5	<input type="checkbox"/> 再任	なか の よし ひさ 中 野 悦 久	取締役 専務執行役員 生産本部長 CSO 物流本部
6	<input type="checkbox"/> 再任	かみ や しげる 神 谷 茂	取締役 専務執行役員 広域流通営業本部 広域量販店営業本部 総合企画部
7	<input type="checkbox"/> 再任	ヨウ スケジエイ オーションブライト ホンジョウ Yosuke Jay Oceanbright Honjo	取締役 執行役員 米国事業
8	<input type="checkbox"/> 再任	ひら た あつし 平 田 篤	取締役 専務執行役員 管理本部長 CHRO コンプライアンス 内部統制
9	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	たか の ひで お 高 野 秀 夫	社外取締役
10	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	あ べ けい こ 阿 部 啓 子	社外取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
1	ほん じょう はち ろう 本 庄 八 郎 (1940年8月31日生)	1964年 8 月 日本ファミリーサービ ス株式会社設立 同社取締役 1966年 8 月 フロンティア製茶株式会社 (1969年5月に株式会社伊藤 園に商号変更) 設立 同社取締役 1969年 5 月 当社常務取締役 1970年 6 月 当社専務取締役 1978年 5 月 当社取締役副社長 1987年 4 月 当社代表取締役副社長 1988年 5 月 当社代表取締役社長 2009年 5 月 当社代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) タリーズコーヒージャパン株式会社 取締役名誉会長 チヤス株式会社 代表取締役会長 ITO EN(North America) INC. Chairman of the Board ITO EN(Hawaii) LLC Chairman of the Board ITO EN AUSTRALIA PTY. LIMITED Director ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Chairman of the Board	普通株式 2,446,230株 第1種 優先株式 882,900株	なし
(取締役候補者とした理由) 本庄八郎氏は、当社創業者として強いリーダーシップを発揮し、長年経営を担ってきました。また、グループ経営における豊富な経験と実績を有しております。今後もグループのガバナンス強化や業務執行に対する監督を適切に行い、持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。				
2	ほん じょう だい すけ 本 庄 大 介 (1963年10月7日生)	1987年 4 月 当社入社 1990年 7 月 当社取締役 1997年 5 月 当社常務取締役 2000年 5 月 当社専務取締役 2002年 7 月 当社代表取締役副社長 2009年 5 月 当社代表取締役社長 2019年 5 月 当社代表取締役社長執行役員(現任) (重要な兼職の状況) Distant Lands Trading Co. Chairman of the Board ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director	普通株式 1,159,960株 第1種 優先株式 216,870株	なし
(取締役候補者とした理由) 本庄大介氏は、豊富な経験と知見を活かし経営の指揮を執り続けています。健康創造企業として世界のティーカンパニーとなるべく、持続的な発展・企業価値向上を目指し、今後も業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
3	ほん じょう しゅう すけ 本 庄 周 介 (1967年9月27日生)	1994年4月 当社入社 2003年7月 当社取締役 2005年5月 当社常務取締役 2008年5月 当社専務取締役 2010年5月 当社取締役副社長 2014年8月 当社代表取締役副社長 2018年5月 当社営業統括本部長(現任) 2019年5月 当社代表取締役副社長執行役員(現任) 2021年5月 当社CDO(チーフ・デジタル・オフィサー)(現任) 2022年5月 当社マーケティング本部 担当(現任)  (重要な兼職の状況) ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director	普通株式 509,190株 第1種 優先株式 81,480株	なし
(取締役候補者とした理由) 本庄周介氏は、長年にわたり営業部門を指揮し、取引先との関係強化に尽力しています。また、豊富な経験と経営全般に関する知見を有しており、今後も業務執行を行う適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。				
4	わた なべ みのる 渡 辺 實 (1951年7月17日生)	1976年7月 当社入社 1996年7月 当社取締役 2001年5月 当社常務取締役 2003年5月 当社専務取締役 2008年5月 当社取締役副社長 2012年5月 当社管理本部 担当(現任) 2014年5月 当社国際本部 担当(現任) 2019年5月 当社取締役副社長執行役員 2022年5月 当社取締役副会長執行役員(現任) 2022年5月 当社新規事業 担当 2023年5月 当社グループ 経営推進部 担当(現任)  (重要な兼職の状況) ITO EN(North America) INC. Director Distant Lands Trading Co. Director ITO EN(Hawaii) LLC Director ITO EN AUSTRALIA PTY. LIMITED Director ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director	普通株式 17,400株 第1種 優先株式 16,000株	なし
(取締役候補者とした理由) 渡辺實氏は、主として管理部門を長年指揮し、財務、人事総務、海外事業、新規事業分野における豊富な経験と知識を有しています。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
5	なかの よしひさ 中野悦久 (1966年6月27日生)	1989年3月 当社入社 2010年5月 当社人事総務本部長 2010年7月 当社取締役 2014年5月 当社常務取締役 2015年5月 当社広域流通営業本部長 2019年5月 当社取締役専務執行役員(現任) 当社生産本部長(現任) 2022年5月 当社物流本部 担当(現任) 2023年5月 当社CSO(チーフ・サステナビリティ・オフィサー)(現任)	普通株式 11,700株 第1種 優先株式 2,000株	なし
(取締役候補者とした理由) 中野悦久氏は、これまで営業部門や人事総務部門を指揮し、現在は生産部門・物流部門の指揮を執っており、豊富な経験と知識を有しています。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。				
6	かみや しげる 神谷茂 (1959年9月15日生)	1982年3月 当社入社 2012年5月 当社執行役員 当社広域量販店営業本部長 2014年7月 当社取締役 2016年5月 当社常務取締役 2019年5月 当社広域流通営業本部 担当(現任) 当社取締役専務執行役員(現任) 2021年5月 当社東京・千葉地域営業本部長 2022年5月 当社広域量販店営業本部 担当(現任) 2023年5月 当社総合企画部 担当(現任)	普通株式 9,200株 第1種 優先株式 640株	なし
(取締役候補者とした理由) 神谷茂氏は、主として営業部門を指揮し、これまでコンビニエンスストア・量販店・地域営業といった全てのチャネルで積極的な営業展開を推進し、取引先との関係強化に尽力してきました。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。				
7	ヨウスケジェイオーシャンブライトホンジョウ Yosuke Jay Oceanbright Honjo (1966年11月29日生)	1992年3月 当社入社 2001年5月 ITO EN(North America) INC. President & CEO(現任) 2002年7月 当社取締役(現任) 2015年2月 Distant Lands Trading Co. CEO(現任) 2015年11月 ITO EN(Hawaii)LLC CEO(現任) 2023年6月 当社執行役員 米国事業 担当(現任) (重要な兼職の状況) ITO EN(North America) INC. President & CEO Distant Lands Trading Co. CEO ITO EN (Hawaii) LLC CEO	普通株式 480,350株 第1種 優先株式 一株	なし
(取締役候補者とした理由) Yosuke Jay Oceanbright Honjo氏は、米国での事業をCEOとして指揮し、米国事業進出時から当社がグローバルな事業経営を推進するために尽力してきました。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者となりました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
8	ひら た あつし 平 田 篤 (1963年7月25日生)	1988年5月 当社入社 2010年5月 当社執行役員 2012年5月 当社管理本部長 2014年5月 当社常務執行役員 当社人事総務本部長 2016年5月 当社管理本部長(現任) 2019年5月 当社専務執行役員 当社内部統制 担当(現任) 2020年7月 当社取締役専務執行役員(現任) 2022年5月 当社コンプライアンス 担当(現任) 2023年5月 当社CHRO(チーフ・ヒューマン・リソース・オフィサー)(現任)	普通株式 1,365株 第1種 優先株式 120株	なし
(取締役候補者とした理由) 平田篤氏は、主として管理部門を指揮し、財務経理・人事総務分野における豊富な経験と知識を有しています。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としました。				
9	たか の ひで お夫 高 野 秀 夫 (1951年7月25日生)	1977年4月 東京商工会議所入所 2006年4月 東京商工会議所総務統括部長 2009年4月 東京商工会議所理事・事務局長 2012年4月 東京商工会議所常務理事 2015年10月 日本小売業協会専務理事 2015年11月 一般財団法人日本民族工芸技術 保存協会理事長 2016年6月 東京商工会議所常任参与 2019年5月 日本小売業協会参与(現任) 2020年7月 当社社外取締役(現任)  (重要な兼職の状況) 日本小売業協会参与	普通株式 一株 第1種 優先株式 一株	なし
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 高野秀夫氏は、長年東京商工会議所において様々な企業の経営支援に深く参画されてきました。その豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会・経営陣から独立した立場で助言・提言等、当社グループの企業価値向上に資する発言を行っています。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き当社のグループ経営に対する助言と実効性の高い監督としての役割を期待し、社外取締役候補者としました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
10	あべ けいこ 阿部 啓子 (1947年3月8日生)	1994年6月 東京大学農学部助教授 1996年4月 東京大学大学院 農学生命科学研究科教授 2008年4月 公益財団法人神奈川科学 技術アカデミー(現 地方独立行政 法人神奈川県立産業技術総合研 究所) 研究顧問(現任) 2010年4月 東京大学大学院 農学生命科学研究科特任教授 2010年6月 東京大学名誉教授(現任) 2019年6月 太陽化学株式会社社外取締役(現任) 2022年7月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 東京大学名誉教授 太陽化学株式会社社外取締役	普通株式 一株 第1種 優先株式 一株	なし
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 阿部啓子氏は、東京大学大学院農学生命科学研究科の教授として豊富な経験と専門的知見を有し、長年にわたり食品の機能性研究の分野において活躍されてきました。食品の機能性研究の豊富な経験と専門的知見を活かし、中長期経営に関わる研究分野に対して有用な意見・助言を行うなど、企業価値向上に資する発言を行っています。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き当社のグループ経営に対する助言と実効性の高い監督としての役割を期待し、社外取締役候補者となりました。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高野秀夫氏及び阿部啓子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与していないものであるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由について  
 高野秀夫氏は、長年東京商工会議所において様々な企業の経営支援に携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。  
 阿部啓子氏は、大学及び大学院教授として食品の機能性研究の分野において長年にわたり携わっており、豊富な経験と専門的知見を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 高野秀夫氏及び阿部啓子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって高野秀夫氏が3年、阿部啓子氏は1年となります。
5. 当社は高野秀夫氏及び阿部啓子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、高野秀夫氏及び阿部啓子氏の再任が承認された際には、当該契約を継続する予定であります。

6. 当社及び当社グループの取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しております。これにより、役員等がその職務の執行に関して損害賠償責任を負った場合に生じた損害等を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合は補填されないなど一定の免責事由があります。当該議案が原案どおり承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となる予定であります。契約期間は1年間であり、期間満了前に取締役会にて決議の上、更新する予定であります。
7. 高野秀夫氏及び阿部啓子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、当社は独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。原案通り選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	新任 こん とう きよし 近 藤 清	顧問
2	新任 社外 独立 うす い ゆう いち 臼 井 祐 一	社外取締役
3	新任 社外 独立 た なか ゆたか 田 中 豊	社外取締役
4	新任 社外 独立 よこ くら ひとし 横 倉 仁	社外監査役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
1	※ こん とう きよし 近 藤 清 (1962年2月10日生)	1989年 8 月 当社入社 1999年 5 月 当社南東京地区営業部長 2002年 5 月 当社第3販売促進部長 2009年 5 月 当社自販機部長 2012年 5 月 当社内部監査室長 2014年 5 月 当社地域営業管理本部長 2019年 5 月 当社営業統括管理本部長 2020年 5 月 当社執行役員 2022年 5 月 当社顧問 (現任)	普通株式 2,600株 第1種 優先株式 960株	なし
(取締役候補者とした理由) 近藤清氏は、当社において営業・販売促進を指揮するとともに、営業統括管理本部長として全社営業を統括してきました。また、内部監査室の指揮経験もあり、グループ経営にも熟知しております。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、新たに取締役候補者としてしました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
2	※ うす い ゆう いち 白井祐一 (1951年9月23日生)	1976年10月 警視庁入庁 1994年2月 同庁第七機動隊副隊長 2005年10月 同庁人事第二課長 2010年2月 同庁地域部長 2011年4月 ヤマト運輸株式会社入社 人事総務部部長 2012年4月 同社執行役員CSR推進部長 2014年4月 同社常務執行役員 2015年4月 同社取締役常務執行役員 2018年4月 同社取締役 2018年6月 うすい事務所代表(現任) 2018年7月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) うすい事務所代表	普通株式 900株 第1種 優先株式 一株	なし
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 白井祐一氏は、長年における警察官としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、物流企業にて直接会社経営にも関与してきました。その多様な経験と見識を当社の経営に活かし、取締役会・経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、当社グループの企業価値向上に資する発言を行っています。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き企業経営者としての経験も活かしたリスクに関する助言や当社の経営に対する実効性の高い監査を行って頂くために、社外取締役候補者となりました。				
3	※ た なか ゆたか 田中豊 (1947年6月5日生)	1966年4月 札幌国税局入局 2003年7月 東京上野税務署長 2006年7月 高松国税不服審判所長 2007年7月 国税庁長官官房付 2007年8月 田中税理士事務所所長(現任) 2013年7月 当社社外監査役 2019年7月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 田中税理士事務所所長	普通株式 5,700株 第1種 優先株式 一株	なし
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 田中豊氏は、税理士としての専門的な知見ならびに幅広い知識及び経験を有しております。社外監査役就任時より、取締役会・経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、当社グループの企業価値向上に資する発言を行っています。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き専門的な知見や経験を活かした助言や当社の経営に対する実効性の高い監査を行って頂くために、社外取締役候補者となりました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の 種類及び数	当社との 特別の 利害関係
4	※ よこ くら ひとし 横 倉 仁 (1969年5月30日生)	1992年4月 監査法人朝日新和会計 社(現 有限責任あず さ監査法人)入所 1995年3月 公認会計士登録 2001年12月 監査法人朝日新和会計 社(現 有限責任あず さ監査法人)退所 2002年1月 横倉会計事務所開設 2007年12月 弁護士(東京弁護士会) 登録 ビンガム・坂井・三村・ 相澤法律事務所(現 ア ンダーソン・毛利・友常 法律事務所)入所 2014年4月 早稲田リーガルコモン ズ法律事務所パートナ ー弁護士(現任) 2017年7月 みのり監査法人外部監事 2020年6月 株式会社クレディセゾ ン社外取締役(現任) 2021年7月 当社社外監査役(現任) 2023年5月 株式会社吉野家ホール ディングス社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 早稲田リーガルコモンズ法律事務所パ ートナー弁護士 株式会社クレディセゾン社外取締役 株式会社吉野家ホールディングス社外 監査役	普通株式 一株 第1種 優先株式 一株	なし
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 横倉仁氏は、公認会計士及び弁護士として専門的な知見ならびに幅広い知識及び経験を有しております。社外監査役として取締役の職務執行の適法性を中心に監査し、適宜助言・提言を行っています。これらの実績と豊富な経験を踏まえ、引き続き会計及び法務的な観点からの指摘や当社の経営に対する実効性の高い監査を行って頂くために、社外取締役候補者となりました。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. ※印は、新任取締役候補者であります。  
 3. 臼井祐一氏、田中豊氏及び横倉仁氏は、社外取締役候補者であります。  
 4. 社外取締役候補者が過去に社外取締役または社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与していないものであるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由について  
 田中豊氏は、税理士として専門的な知見ならびに幅広い知識及び経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと

のと判断しております。

横倉仁氏は、公認会計士及び弁護士として専門的な知見ならびに幅広い知識及び経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

5. 白井祐一氏及び田中豊氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって白井祐一氏が5年、田中豊氏は4年となります。

横倉仁氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

6. 当社は白井祐一氏、田中豊氏及び横倉仁氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、近藤清氏、白井祐一氏、田中豊氏及び横倉仁氏の選任が承認された際には、当該契約を継続及び締結する予定であります。
7. 当社及び当社グループの取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しております。これにより、役員等がその職務の執行に関して損害賠償責任を負った場合に生じた損害等を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合は補填されないなど一定の免責事由があります。当該議案が原案どおり承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となる予定であります。契約期間は1年間であり、期間満了前に取締役会にて決議の上、更新する予定であります。
8. 白井祐一氏、田中豊氏及び横倉仁氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、当社は独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。原案通り選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

(ご参考)

スキル・マトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

	氏名	役職	企業経営	ブランド戦略 マーケティング 営業	R&D・農業 調達・製造	海外戦略	財務・会計	人事・労務 人材開発	ESG	法務 コンプライアンス リスク管理
取締役	1 本庄 八郎	代表取締役会長	○			○				
	2 本庄 大介	代表取締役社長 執行役員	○	○		○			○	
	3 本庄 周介	代表取締役副社長 執行役員	○	○		○			○	
	4 渡辺 實	取締役副会長 執行役員	○			○	○	○		
	5 中野 悦久	取締役 専務執行役員	○		○				○	
	6 神谷 茂	取締役 専務執行役員	○	○						
	7 Yosuke Jay Oceanbright Honjo	取締役 執行役員	○	○		○				
	8 平田 篤	取締役 専務執行役員	○				○	○		○
	9 高野 秀夫	社外取締役	○						○	
	10 阿部 啓子	社外取締役			○					
監査等委員 である 取締役	1 近藤 清	取締役		○						○
	2 白井 祐一	社外取締役	○					○	○	
	3 田中 豊	社外取締役					○		○	
	4 横倉 仁	社外取締役					○			○

※上記一覧表は、各人の有するすべてのスキルを表すものではありません。  
各人の有する、特に専門性の高いスキル最大4つに○を付けています。

(ご参考)

<社外取締役の独立性判断基準>

当社は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準を踏まえて、以下を当社の社外取締役の独立性判断基準とする。

- ・ 次のいずれについても該当せず、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと認められる者
  - (1) 現在及び過去10年間に於いて、当社グループの業務執行者
  - (2) 現在及び過去5年間に於いて、次の①から⑧のいずれかに掲げる者
    - ① 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
    - ② 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
    - ③ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
    - ④ 当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナー又は従業員
    - ⑤ 当社グループの主要株主（当該主要株主が法人である場合は、その業務執行者）
    - ⑥ 当社グループが主要株主である法人の業務執行者
    - ⑦ 役員相互就任の関係となる法人の業務執行者
    - ⑧ 当社グループから一定額の寄付又は助成を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、その業務執行者）
  - (3) 上記(1)又は(2)に掲げる者（重要な者に限る。）の近親者

(注)

1. 「当社グループ」とは、当社及び当社の子会社をいう。
2. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、その他これらに相当する者、使用人をいう。
3. 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、取引先の直近事業年度における連結売上高（連結売上収益）の2%以上の額の支払を、当社グループから受けた者をいう。
4. 「当社グループの主要な取引先」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ・ 当社グループの直近事業年度における連結売上高の2%以上の額の支払を、当社グループに行った者
  - ・ 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者

5. 「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度において、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は、当該団体の総収入額の2%以上の金銭その他の財産上の利益をいう。
6. 「主要株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している株主をいう。
7. 「役員の相互就任の関係」とは、当社グループの業務執行者が他の法人の社外役員であり、かつ、当該他の法人の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
8. 「一定額」とは、年間1,000万円以上をいう。
9. 「近親者」とは、配偶者又は二親等以内の親族若しくは同居の親族をいう。
10. 「重要な者」とは、業務執行者については役員、部長クラスの者、上記③④については公認会計士、弁護士、又はこれらと同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、1992年7月29日開催の第27回定時株主総会において、月額100百万円以内（使用人としての給与は含まない）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額・員数及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1,200百万円以内、（うち社外取締役100百万円以内。使用人としての給与は含まない。）とさせていただきますと存じます。なお、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の委任を受けた独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において、その内容が決定方針と整合していることや、報酬基準に基づいて評価されていることなどを審議し、取締役会が指名・報酬委員会からの答申を尊重して決定します。

当社は、取締役の報酬について、取締役の役割・責任の大きさや業績貢献に応じた報酬であること等を基本方針としており、本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づき、当社の事業規模、役員報酬体系や今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。現在の取締役は13名（うち社外取締役5名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案通り承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額72百万円以内とさせていただきますと存じます。なお、監査等委員である各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議のうえ決定いたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案通り承認可決されますと4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 第7号議案 取締役兼務執行役員（執行役員を兼務しない取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、1992年7月29日開催の第27回定時株主総会において、月額100百万円以内（ただし、使用人としての給与は含まない）とし、また2011年7月26日開催の第46回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠として取締役（社外取締役を除く。）に対して業績連動株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、年額100百万円、普通株式32,000株以内とすることをご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社のコーポレートガバナンスの充実にに向けた制度改定の一環として、当社の取締役兼務執行役員（執行役員を兼務しない取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたく存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会において決定することといたします。なお、本議案が承認されることを条件として、業績連動株式報酬型ストックオプション制度は廃止し、以後、業績連動株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新規発行は今後行わないものといたします。現在の取締役は13名であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は7名となります。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年48,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。なお、その

1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の報酬等に関する決定方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。また、当社の一部の従業員に対しては、当社の第1種優先株式を活用した譲渡制限付株式付与制度を導入する予定です。

## 【本割当契約の内容の概要】

### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

### （2）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### （3）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを

条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 【ご参考】取締役の報酬等に関する決定方針

取締役の報酬等は、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や報酬の基本方針に沿って、客観性及び透明性を確保するため、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において審議します。

取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会にて決議された報酬限度枠の範囲内において決定します。

取締役の個別報酬等については、指名・報酬委員会において、その内容が決定方針と整合していることや、報酬基準に基づいて評価されていることなどを審議し、取締役会が、指名・報酬委員会からの答申を尊重して決定します。（指名・報酬委員会はその独立性を確保するため、社外取締役を含む3名以上の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とします。委員は、取締役会の決議によって選定し、委員長は、独立社外取締役である委員の中から、指名・報酬委員会の決議によって選定します。）

### (ア) 基本方針

1. 伊藤園グループ経営理念「お客様第一主義」に沿って、企業の持続的発展と企業価値を高める報酬であること。
2. 取締役の役割・責任の大きさと業績貢献に応じた報酬であること。
3. 株価との連動性を高めることで、株主の皆様との価値共有を図り、経営への動機付けとなる報酬であること。
4. 客観的かつ公平な審議に基づき、外部データを参考に決定された報酬であること。

### (イ) 報酬構成

取締役（社外取締役、監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、固定報酬と変動報酬で構成し、報酬等の構成比率は、固定報酬約65%、変動報酬約35%（業績連動報酬約20%、株式報酬約15%。）とします。

社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬等は、固定報酬のみとします。

### 構成比率

固定報酬		変動報酬	
基本報酬 (金銭報酬) (65% ±10%)		業績連動報酬 (金銭報酬) (20% ±5%)	株式報酬 (譲渡制限付 株式報酬) (15% ±5%)

( i ) 固定報酬

固定報酬は、役位・役割に応じて金銭で支給する基本報酬とし、原則、月次払いとします。

( ii ) 変動報酬

業績連動報酬は、その評価期間中の業績評価に基づき決定される金銭報酬で、原則、月次払いとします。

株式報酬は、当社の株価との連動性を高め、株価変動による影響を株主の皆様と価値共有する立場に置くことによって、株価や業績への関心度を高め、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的とし、取締役兼務執行役員（執行役員を兼務しない取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、その期間中の役位・役割に応じて年1回当社の普通株式を割り当てる譲渡制限付株式報酬とします。

( ii )-1変動報酬の評価について

業績と報酬を連動させるため、経営指標を業績項目として設定し、役位別に連結・個別の割合基準を定めるとともに各担当内容を勘案した上、それぞれの経営指標にポイントを付与することで総合評価をします。

( ii )-2業績項目となる経営指標について

業績項目となる経営指標として、主に「売上高（成長性）」、「営業利益（収益性）」、「営業キャッシュ・フロー（安定性）」、「1株当たり当期純利益（収益性）」、「自己資本利益率（効率性）」、「株主資本配当率（株主還元）」等の指標を使用します。

以 上

(添付書類)

## 事業報告

(2022年5月1日から  
2023年4月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、ウィズコロナの下で、各種政策により景気の持ち直しが期待される一方で、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、世界的な金融引き締めに伴う景気下押しリスクと原料・エネルギーコストの高騰等の影響により引き続き厳しい状況となりました。

このような状況の中、当社グループは経営理念であります「お客様第一主義」のもと、当社グループを取り巻く全てのお客様に対し「今でもなお、お客様は何を不満に思っているか」を常に考え、一丸となって積極的な事業活動を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,316億74百万円（前期比7.7%増）、営業利益195億88百万円（前期比4.2%増）、経常利益203億41百万円（前期比1.9%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益128億88百万円（前期比0.3%減）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

#### <リーフ・ドリンク関連事業>

「お〜いお茶」ブランドは1989年発売以来の累計販売本数が400億本を突破しました。また、当連結会計年度において過去最高の販売数量を達成しました。発売以来、おいしいお茶を「いつでも、どこでも」お飲みいただきたいという強い想いから積み重ねてきた技術や経験に基づいた製品開発や、「日本茶の日 お〜いお茶大茶会」、「『お茶で日本を美しく。』キャンペーン」等のお茶の価値向上につながる取り組みを通じたブランド強化がご愛顧いただいている要因であると考えています。今後も時代の変化に対応しながら、お客様に育てていただいたことへの感謝を忘れずに、「お〜いお茶」がもっと身近に親しまれるように取り組んでまいります。

また、お客様の健康で豊かな生活と持続可能な社会を実現することを目指し、利便性向上、ユーザー拡大、社会課題解決に貢献する商品の開発、お客様との接点を強化する新たなデジタルツール活用にも取り組んでまいります。

本年3月、パウダータイプの「さらさらとける お〜いお茶 抹茶入り緑茶」、「同 ほうじ茶」、「さらさらとける 健康ミネラルむぎ茶」を発売しました。「さらさらとける」シリーズは、緑茶とほうじ茶は急須でいれた味わいを、むぎ茶はやかんで煮出した味わいを目指し、お湯はもちろん冷水でもすぐ溶けるよう、溶けやすさも追求したインスタントシリーズです。インスタント製品の品質が向上したことに加えて、時間のない中でも簡単においしいお茶を飲用したいニーズの高まりから、インスタント市場は増加傾向となっており、当社はお茶のリーディングカンパニーとして、市場拡大に貢献してまいります。

同じく3月、全国農業協同組合連合会（JA全農）が推進する国内農業支援の取り組み「ニッポンエールプロジェクト」共同開発飲料製品として、「ニッポンエール 国産かんきつ三種ブレンド」「同 和歌山県産みかんゼリー」を新発売しました。JA全農との共同開発製品の販売を通じて、国産農畜産物の認知と消費拡大に貢献してまいります。

同じく3月、自動販売機用スマートフォンアプリ「CHACOCO（チャココ）」（アプリを介しお客様との心の絆を深めたいとの想いを体现するため、「茶」と「心」をキーワードに開発）の展開を開始しました。昨今、利便性及び衛生面に優れたキャッシュレス決済による購買行動が拡大したことで、お客様とのコミュニケーションをより密接に図るスマートフォンアプリの利用が進んでいます。「CHACOCO」は都市部の職域や観光施設を中心とした約2万台のキャッシュレス決済搭載自動販売機で利用できる、視認性と操作性に優れた自動販売機アプリです。機能を「スムーズな決済」、「スタンプサービス」に絞ることで、シンプルで分かりやすく利便性の高いアプリサービスを実現しました。今後は「サブスクリプションサービス」をはじめ、本アプリと連携したキャンペーンなどの展開を検討してまいります。

本年4月、日本茶ベースの新しいフルーツティー「晴れのち曇り時々お茶」を新発売しました。フルーツには「りんご、レモン、もも」を使用し、爽やかな味わいの中に清涼感のある緑茶やほうじ茶の優しい焙煎香がふわっと香る、植物由来の乳酸菌を配合した新感覚のフルーツティーです。本製品は、「晴れの日も曇りの日も一杯のお茶が私を前向きにする」をコンセプトに開発しました。パッケージデザインは、天気のことわざ「ツバメが高く飛ぶと空が晴れ、低く飛ぶと雨が降る。」から着想を得て、2匹のツバメが茶葉や果実の恵みをもたらす様子を表現しました。パッケージの世界観を追体験する様々なプロモーションを展開し、新たなお客様に日本茶飲料のおいしさと楽しさをお伝えするとともに、日本茶市場の活性化に貢献してまいります。

同じく4月、「毎朝快調」ブランドから初めての機能性表示食品「毎朝快調ヨーグルト 腸内環境改善」、「同 低糖質」（ヨーグルト製品）、「毎朝快調 腸内環境改善」（飲料製品）を新発売しました。チチャスが発売する「毎朝快調ヨーグルト」ブランドは、1997年の発売以来26年間、お客様にご愛顧いただいている健康志向が強いブランドです。新たに機能性表示食品のヨーグルト製品と飲料製品という製品カテゴリを横断した新製品をラインアップすることで、お客様の健康で豊かな生活をサポートしてまいります。

この結果、売上高は3,900億33百万円（前期比7.1%増）、営業利益は178億27百万円（前期比0.7%減）となりました。

#### <飲食関連事業>

タリーズコーヒージャパン(株)におきましては、スプリングシーズンを彩る季節限定ビバレッジとして、初の「オーツミルク」を使用した「メープル&ピーカンナッツのオーツラテ」「&TEA ハニー&オーツロイヤルミルクティー」などを販売し、健康志向のお客様を中心に大好評をいただきました。また、ファッションブランドであるマンハッタンポータージとのコラボレーションを展開し、限定ロゴを用いたアイテムが話題となりました。

4月にはノンフロン冷蔵庫や、廃棄されるコーヒーかすを原料にしたペンダントライトなどのエコ素材を多く導入した店舗として「タリーズコーヒー トーブ イコート店」をオープンするなど、新規出店も順調に進み、2023年4月末の総店舗数は766店舗となっております。

この結果、売上高は354億92百万円（前期比18.1%増）、営業利益は24億29百万円（前期比182.2%増）となりました。

#### <その他>

売上高は61億48百万円（前期比7.1%減）、営業損失は20百万円（前期は営業利益6億5百万円）となりました。

## (2) セグメント別売上高

(単位：百万円)

事業区分	第 57 期 (2021年5月1日から 2022年4月30日まで)		第 58 期 (2022年5月1日から 2023年4月30日まで)		前期比率 (△は減)
	売上高	構成比	売上高	構成比	
リーフ・ドリンク関連事業	364,103	90.9%	390,033	90.4%	7.1%
飲食関連事業	30,046	7.5%	35,492	8.2%	18.1%
その他	6,619	1.6%	6,148	1.4%	△7.1%
合計	400,769	100.0%	431,674	100.0%	7.7%

(注) 上記売上高数値につきましては、セグメント間取引を相殺消去しております。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は72億円で、その主なものは次のとおりであります。

会社名	主な設備内容
当社	自動販売機、ソフトウェア等
タリーズコーヒージャパン(株)	新店舗設備等

## (4) 資金調達の状況

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行との間でシンジケーション方式により総額100億円のコミットメントライン契約を締結する他、取引銀行4行と総額65億円の当座貸越契約を締結しております。

## (5) 対処すべき課題

当社グループは今後、法令及び社会的規範の遵守、製品の安全性並びに品質管理体制等、企業の社会的責任に消費者の厳しい目が向けられる中、経営理念であります「お客様第一主義」を徹底し、企業価値を高め、一層の株主価値を向上させるために、以下の項目を中心に取り組んでまいります。

### ① ブランドの確立

#### 1. 製品開発

当社は、「自然・健康・安全・良いデザイン・おいしい」を製品開発コンセプトに、全社員が「STILL NOW（今でもなお、お客様は何を不満に思っているか）」を考え、当社独自の提案制度であるVoice制度（お客様のご不満やご要望を製品開発に取り入れる提案制度）を活用し、積極的に新製品の開発及び既存製品の改良を行っております。今後もVoice制度を積極的に活用し、お客様のニーズに即した製品開発・改良に努めてまいります。

#### 2. 研究開発

当社の研究開発において、特に「健康」、「安全」、「おいしい」、更には、持続可能な社会への貢献として「環境」に重点をおいて、基礎・応用研究を進めております。当社が提供する製品が、人々の健康維持に有用であることを、様々な試験を通じて検証し、常に最新情報を発信し続けます。更に健康価値を表示できる特定保健用食品や機能性表示食品の開発にも力を注いでいきます。また、飲料のおいしさに関与する成分研究、物性に関する研究を進め、より優れた製品開発に向けた技術提案を行ってまいります。環境については、「お〜いお茶」などの飲料製造工程で発生する茶殻を、肥料や飼料の再利用のほか、新たなアップサイクル製品へと生まれ変わる「茶殻リサイクルシステム」を開発しました。

#### 3. ブランド強化政策

「伊藤園（ITO EN）」という「総称ブランド」を軸に、「お〜いお茶」「健康ミネラルむぎ茶」「TULLY'S COFFEE」「1日分の野菜」などの「個別ブランド」の強化を図ってまいります。

特に主力製品であります「お〜いお茶」につきましては、1985年の発売から続いている原料と製法にこだわり、無香料・無調味の自然のままのおいしさを引き出し、お客様へご提供してまいります。また、緑茶飲料が様々な飲用シーンでお楽しみいただけるよう、容量、容器バリエーションの充実を図るとともに、緑茶飲料を初めて発売した当社ならではの技術力で、季節に合わせた製品や「濃い茶・ほうじ茶・抹茶入り・玄米茶」など、茶葉の特徴を取り入れ、飲用価値を訴求した製品を発売し、より一層のブランド強化に努めてまいります。今後も品揃えを強化し、お客様にご満足いただける本物のおいしさをご提供してまいります。

## ② 営業基盤の強化

### 1. ルートセールス

ルートセールスとは、「製品、サービスをお客様へ直接ご提供する販売システム」のことであります。当社はこのシステムを採用することにより、当社とお客様をダイレクトに結びつけ、地域に密着した営業活動を展開しております。

また、機能的、携帯性に優れたルートセールス担当営業員用のポータブル端末を活用することで、お客様に効率的かつ的確なサービスをご提供できるよう努めております。

### 2. お客様へのサービスの強化

これまででもルートセールスにより、お客様へのサービスに努めてまいりましたが、確固たる営業基盤を築くため、新しいお客様の開拓に努めるとともに、既存のお客様への訪問の強化を行っております。また、お客様のご不満を聞き、お客様にご満足していただける製品開発や魅力的な売り場づくりなど、総合的なご提案をルートセールスにより行っております。

## ③ 総コストの削減

### 1. 委託生産方式

飲料製品におきましては、「ファブレス (fables 工場を持たない)」方式により、設備投資リスクの軽減を図り、市場環境の変化に迅速に対応できる体制にしております。

また、全国を5つの地域に分けて生産管理を行う5ブロック生産体制を敷くことにより、迅速な製品供給を行うとともに、物流の効率化も可能となっております。

### 2. 原材料調達力の強化

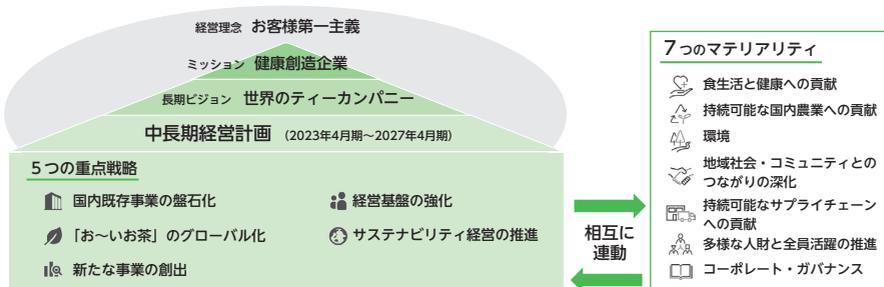
当社は、緑茶のトップメーカーとして国内荒茶生産量の約4分の1を取扱い、長年にわたり生産者との信頼関係を築き上げた結果、高品質の原料茶を安定的に確保できる極めて強力な原料調達力を持っております。また、これまでに蓄積したノウハウと高い製造技術により、高品質の飲料用原料茶を自社製造で調達することができる飲料メーカーであります。国内では就農者の高齢化と後継者不足のため、就農人口、茶園面積の減少が進んでおります。そこで当社は、日本農業の課題解決と、今後も需要増加が見込まれる緑茶飲料用を中心とした原料の安定調達の両立を目指して1976年より茶産地育成事業を行っております。各地の茶農家から茶葉を全量買い取りする“契約栽培”と、荒廃農地などを大規模な茶園に造成して茶葉を生産する“新産地事業”とで茶産地をサポートしています。新産地事業では、九州5県に加え静岡県及び埼玉県にて、苗木の選定から茶園づくり、そしてその茶園を機械化、IT化により低コストで管理できる栽培及び荒茶加工ノウハウを、当社から農家に対し提供することで、生産性と環境保全を両立した茶園経営を推進し、より高品質な原料茶の安定調達を目指すとともに、荒廃農地の活用及び生産農家の後継者育成ならびに雇用の創出など茶業界と地域の活性化にも寄与しております。

#### ④ 海外事業の強化

連結子会社であるITO EN (North America) INC. が米国における緑茶市場の創造と開拓を進めるため、全米のナチュラルフードマーケットや、ナショナルチェーン店等に対し営業活動を行い、本物の日本茶を米国に普及させると同時に、「ITO EN」ブランドの確立を図っております。ティーバッグ製品ITO EN「MATCHA GREEN TEA」につきましては、これまで米国市場には無かった高品質の緑茶ティーバッグとして、お客様に大変なご好評をいただくとともに、米国での日本茶市場の拡大に大きく貢献しており、今後も強化してまいります。また、中国、東南アジア、豪州につきましても、引き続き販売強化を進めてまいります。

#### ⑤ サステナビリティ経営の推進

当社グループは、サステナビリティ経営の推進と実践により、環境・社会課題の解決と企業価値向上の両立（共有価値の創造：CSV）を目指しております。「伊藤園グループサステナビリティ基本方針」のもと、7つのサステナビリティ重要課題（マテリアリティ）を経営戦略に据え、中長期経営計画と相互に連動させた取り組みを推進しています。



#### <食生活と健康>

当社グループは、世界的な健康志向の高まりやライフスタイルの変化から、ビタミンやミネラルなどの摂取不足や脂肪・砂糖・塩分等の過剰摂取による栄養面の課題に対して、お客様の健康ニーズに合った製品の開発に取り組んでおります。また、緑茶や抹茶成分の機能性に関する研究をはじめとする長年の研究成果を活かし、栄養改善や健康に資する特定保健用食品や機能性表示食品を提供することで、お客様の健康で豊かな生活に貢献しています。

人生100年時代の超高齢社会に突入し、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防が社会課題となる中、当社はお茶の健康価値を研究者などによる講演とパネルディスカッションで発信する「伊藤園ウェルネスフォーラム」を継続的に開催してい

ます。今後もお客様の健康な毎日に役立つ情報を発信するとともに、「お茶」を通じてつながりを創出し、心と体の両面からお客様の健康をサポートしてまいります。

#### <持続可能な農業>

1976年より取り組む茶産地育成事業では、高品質な原料茶の安定調達に加え、荒廃農地などの茶畑への転換による国内農業の活性化に貢献するとともに、環境配慮型農業を推進しております。埼玉県入間地区の当社専用荒茶工場は、都市ガスの使用や排熱の再利用により、一般的な荒茶工場と比べてCO<sub>2</sub>排出量を57%削減（※1）しています。また2023年春より、関係先4社と共同で「バイオ炭」の茶園散布による温暖化対策効果の評価試験を開始しました。「バイオ炭」は木や竹など生物由来の資源（バイオマス）を加熱して炭化したもので、バイオマス資源が吸収したCO<sub>2</sub>を炭の中に閉じ込めるため、大気中への排出を抑える効果があります。このほか、「お〜いお茶」などの飲料製造過程で委託先工場から排出される茶殻を堆肥化し、契約産地で使用することで循環型農業を推進しています。

世界的な減糖・無糖意識の高まりを受けて、今後の需要拡大が見込まれる海外市場に向けて、減農薬や有機栽培の産地育成にも力を入れております。茶産地育成事業では、農業生産工程管理の認証制度「GAP認証（※2）」を100%取得しており、今後も安心・安全に配慮した製品の提供を続けるとともに、世界各国の基準・認証を取得した原料茶の生産と調達を実現し、事業機会の拡大につなげてまいります。

（※1）生産量当たりのCO<sub>2</sub>排出量（㈱寺田製作所調べ）

（※2）食品安全や環境保全のほか、人権の尊重、労働安全、農場管理等の取り組みを行う農場に与えられるGAP認証制度には、世界基準である「グローバルGAP」のほか、日本GAP協会が展開する「JGAP」「ASIAGAP」等があり、ここではこれら3つの認証のうちいずれかを取得した農園を指します。

#### <環境課題への取り組み>

当社グループは、自然由来の製品を主として事業活動を営む企業として、人類共有の地球環境を守り、次世代に継承することが最重要課題の一つと考えております。気候変動、水資源、プラスチックを中心とする廃棄物等の環境問題や、それらと密接に関わり合っている生物多様性の問題を背景に、「伊藤園グループ環境方針」のもと中長期環境目標を設定し、グループの事業活動におけるバリューチェーン全体の環境負荷低減・汚染防止に取り組んでいます。

## 【伊藤園グループ中長期環境目標】

2050年度までにバリューチェーン全体でカーボンニュートラルの実現

指標	2030年度目標
CO <sub>2</sub> 排出量 Scope1・2	50%削減 (※1)
CO <sub>2</sub> 排出量 Scope3	20%削減 (※1)
水使用量の原単位 (※) 削減 ※生産1キロリットル当たりの水使用量	16%削減 (※1)
ペットボトルに使用するリサイクル素材等 (※) の割合 ※生物由来素材含む	100%

(※1) 基準年2018年度対比

### ・気候変動への対応

当社グループは気候変動に関わる諸課題の解決に向けて、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明しています。主力原料である緑茶からシナリオ分析を開始し、2021年度からは対象をバリューチェーン全体に拡大して、気候変動に伴うリスクと機会が事業活動に与える影響評価と対応策の検討を進め、詳細を統合報告書や当社ホームページ等に掲載しております。

脱炭素社会の実現に向けて、当社の独自技術である「茶殻リサイクルシステム」により共同開発した「茶殻配合軽量パネル」を営業車の架台に採用することで、従来車両と比較して最大110kgの軽量化を実現し、石油資源の削減やCO<sub>2</sub>の排出削減に貢献しています。また、営業車両の電動車への切替えやエコドライブの実践、自社工場・事業所への太陽光発電設備の導入、CO<sub>2</sub>フリープランの電力購入等による再生可能エネルギー由来の電力比率の向上にも取り組んでいます。

### ・水資源

持続可能な水資源の利用を目指し、生産活動における水使用量の削減等の取り組みを推進しております。毎年、自社及び協力工場を対象とした水リスクの評価・特定を行って必要な対策を講じているほか、協力工場と協働して、工場周辺の取水源となる水源保護につながる森林保全活動等を推進しています。

### ・容器包装

脱炭素社会と循環型社会の実現に向けて、「伊藤園グループプラスチックに関する方針」「伊藤園グループ容器包装に関する方針」に基づき、ペットボトル、キャップ、ラベルなどの資材の軽量化、ラベルレス製品の拡充、植物由来の生分解性素材といった環境配慮素材や再利用可能容器への代替など、容器包装の3R

(リサイクル、リデュース、リプレイス&リユース) + クリーン (環境保全) に取り組んでいます。また、自治体及び協力工場を含めた関係者と協働し、ペットボトルの水平リサイクル「ボトルtoボトル」による資源循環を推進しております。

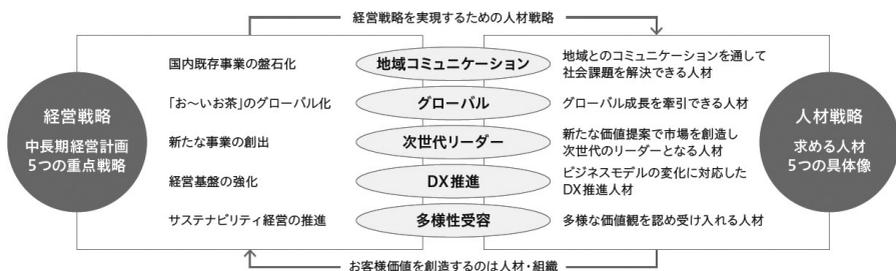
・生物多様性

豊かな自然の恵みを活かして事業活動を行っている当社グループにとって、気候変動と同様、生物多様性の保全と回復は喫緊の課題であると認識し、「伊藤園グループ生物多様性保全に関する方針」を全面改定いたしました。本方針に基づき、2022年度は当社グループのバリューチェーンの各段階における生物多様性・自然資本への依存度と影響度を把握し、優先的に対応すべき項目を認識しました。今後も、生物多様性の保全と回復に向けた取り組みを推進してまいります。

<人権、人材への取り組み>

当社グループは、「伊藤園グループ人権方針」「伊藤園グループサプライヤー基本方針」のもと、バリューチェーンにおける全ての人々の人権尊重の取り組みを推進しています。2022年度は、グループ会社を含む経営層向けの人権講習会や、管理職を対象とした人権ワークショップを開催しました。今後は、サプライチェーンにおける人権デューデリジェンスの実施に取り組んでまいります。

また、最も大切な財産は「人」であるという考え方にに基づき、当社グループで働くすべての人材を「人財」として捉え、「伊藤園グループ人材方針」のもと、常に前向きで挑戦できる人材の育成を目指しています。経営戦略を実現するため、「地域コミュニケーション」「グローバル」「次世代リーダー」「DX推進」「多様性受容」をテーマとした求める人材の具体像を掲げ、中長期経営計画における5つの重点戦略と連動した人的資本経営を進めております。



人材マネジメントの取り組みを継続・発展させ、全社員の働きがい（ワークエンゲージメント）向上と持続的な企業価値向上を目指してまいります。

#### <社外からの主な評価>

当社グループのESGへの取り組みが評価され、世界の代表的なESG指数である「FTSE4Good Index Series」及び、世界最大級の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が採用している日本企業の株式を対象としたESG投資指数の構成銘柄に複数組み入れられております。また、サプライヤーとの協働によるサプライチェーン全体の継続的な環境負荷低減への取り組みが評価され、国際的な環境非営利団体であるCDPの「サプライヤー・エンゲージメント評価」において、最高評価である「サプライヤー・エンゲージメント・リーダー」にも2年連続で選定されました。

社員と家族の健康保持・増進に向けた健康経営の推進にも取り組み、経済産業省と日本健康会議が共同で実施する「健康経営優良法人（大規模法人部門）2023～ホワイト500～」の認定を継続して受けております。



FTSE4Good



FTSE Blossom  
Japan



FTSE Blossom  
Japan Sector  
Relative Index

2023 CONSTITUENT MSCIジャパン  
ESGセレクト・リーダーズ指数



2023  
健康経営優良法人  
Health and productivity  
ホワイト500

当社のMSCIインデックスへの組み入れ、MSCIのロゴ、商標、サービスマークまたはインデックス名称の使用は、MSCIまたはMSCI関係会社による当社の後援、推薦または販売促進を意味するものではありません。MSCIインデックスはMSCIの独占的財産であり、MSCIおよびMSCIインデックスの名称とロゴは、MSCIまたはその関連会社の商標またはサービスマークです。

※2023年6月6日時点の情報を記載しております。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 55 期 (2020年4月期)	第 56 期 (2021年4月期)	第 57 期 (2022年4月期)	第 58 期 (当連結会計年度) (2023年4月期)
売 上 高	483,360百万円	446,281百万円	400,769百万円	431,674百万円
経 常 利 益	19,432百万円	17,029百万円	19,971百万円	20,341百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	7,793百万円	7,011百万円	12,928百万円	12,888百万円
普通株式に係る 1株当たり当期純利益	61円53銭	55円10銭	103円92銭	103円82銭
第1種優先株式に係る 1株当たり当期純利益	71円53銭	65円10銭	113円89銭	113円82銭
総 資 産	290,651百万円	333,065百万円	328,359百万円	338,774百万円
純 資 産	149,695百万円	153,057百万円	163,012百万円	172,128百万円
普通株式に係る 1株当たり純資産	1,221円92銭	1,250円37銭	1,334円88銭	1,408円55銭
第1種優先株式に係る 1株当たり純資産	1,226円92銭	1,255円37銭	1,339円88銭	1,413円55銭

### ② 事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 55 期 (2020年4月期)	第 56 期 (2021年4月期)	第 57 期 (2022年4月期)	第 58 期 (当事業年度) (2023年4月期)
売 上 高	377,787百万円	352,732百万円	300,319百万円	315,025百万円
経 常 利 益	18,142百万円	17,565百万円	17,409百万円	18,864百万円
当 期 純 利 益	13,148百万円	7,115百万円	12,360百万円	13,281百万円
普通株式に係る 1株当たり当期純利益	105円69銭	55円96銭	99円24銭	107円07銭
第1種優先株式に係る 1株当たり当期純利益	115円69銭	65円96銭	109円21銭	117円07銭
総 資 産	266,436百万円	296,470百万円	278,776百万円	288,473百万円
純 資 産	147,918百万円	150,501百万円	156,444百万円	165,038百万円
普通株式に係る 1株当たり純資産	1,217円27銭	1,238円65銭	1,290円96銭	1,361円57銭
第1種優先株式に係る 1株当たり純資産	1,222円27銭	1,243円65銭	1,295円96銭	1,366円57銭

(注)1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(注)2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第57期の期首から適用しており、第57期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
伊藤園産業株式会社	300百万円	100.0%	茶類製造販売
株式会社伊藤園関西茶業	10百万円	100.0%	茶類製造販売
タリーズコーヒージャパン株式会社	100百万円	100.0%	飲食店の経営及びフランチャイズによる飲食店の運営
チチャス株式会社	100百万円	100.0%	乳類の処理加工販売、発酵乳等の製造販売
ネオス株式会社	80百万円	92.6%	飲料販売
ITO EN (North America) INC.	17,080万US\$	100.0%	飲料、茶葉販売
Distant Lands Trading Co.	8,375万US\$	[100.0%]	コーヒー豆の栽培、調達、加工、製造、焙煎、販売等
ITO EN (Hawaii) LLC	2,880万US\$	[100.0%]	飲料製造販売
ITO EN AUSTRALIA PTY. LIMITED	2,670万 A \$	100.0%	茶葉製造販売
ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd.	2,550万US\$	100.0%	飲料、茶葉販売

(注) 当社の出資比率の〔 〕につきましては、間接所有割合であります。

上記重要な子会社を含み連結子会社は、31社となっております。

## (8) 主要な事業内容

当社グループは、国内外で緑茶などの茶葉（リーフ）製品及び茶系飲料、野菜飲料、コーヒー飲料をはじめとする飲料（ドリンク）製品の製造、仕入れ、販売を主要な事業とし、販売方法は、主としてルートセールスを中心に行っております。その他に、飲食関連事業を展開しております。

## (9) 主要拠点等

事業所		所在地等
当社	本社	東京都渋谷区本町三丁目47番10号
	営業拠点	全国29地区183拠点
	店舗	全国107店舗
	工場	静岡相良工場（静岡県牧之原市） 神戸工場（兵庫県神戸市） 浜岡工場（静岡県御前崎市） 福島工場（福島県福島市） 沖縄名護工場（沖縄県名護市）
	研究所	中央研究所（静岡県牧之原市）
子会社	国内営業拠点	ネオス(株)全国61拠点他
	海外営業拠点	ITO EN(North America) INC.（アメリカ） Distant Lands Trading Co.（アメリカ） ITO EN(Hawaii) LLC（アメリカ） ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. （シンガポール）他
	店舗	タリーズコーヒージャパン(株) 全国766店舗
	国内生産拠点	伊藤園産業(株)（静岡県牧之原市） (株)伊藤園関西茶業（兵庫県神戸市） チチャス(株)（広島県廿日市市）他
	海外生産拠点	ITO EN AUSTRALIA PTY.LIMITED （オーストラリア） Distant Lands Trading Co.（アメリカ）他

## (10) 従業員の状況（2023年4月30日現在）

### ① 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
リーフ・ドリンク関連事業	6,834名	65名減
飲食関連事業	860名	17名減
その他	234名	18名減
合計	7,928名	100名減

(注) 上記の従業員数には他社への出向者20名、臨時従業員（嘱託、契約社員、パートタイマー）9,911名を含んでおりません。また、他社からの出向者3名を含んでおります。

### ② 事業報告作成会社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5,205名	30名増	40.9歳	17.2年

(注) 上記の従業員数には他社への出向者108名、臨時従業員（嘱託、契約社員、パートタイマー）1,668名を含んでおりません。また、他社からの出向者36名を含んでおります。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2023年4月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 200,000,000株  
第1種優先株式 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 89,212,380株 (自己株式976,571株を含む)  
第1種優先株式 34,246,962株 (自己株式1,489,535株を含む)
- (3) 株主数 普通株式 61,450名 (前期末比11,884名増加)  
第1種優先株式 67,871名 (前期末比3,688名増加)

### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数			持株比率
	普通株式	第1種優先株式	合計	
グリーンコア株式会社	17,603千株	5,895千株	23,498千株	19.42%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,841	85	10,926	9.03
公益財団法人本庄国際奨学財団	5,200	1,560	6,760	5.59
本 庄 八 郎	2,446	882	3,329	2.75
ザ バンク オブ ニューヨーク 1 3 4 1 0 4	—	3,294	3,294	2.72
伊藤園従業員持株会	1,934	239	2,174	1.80
東洋製糖グループホールディングス 株 式 会 社	1,955	126	2,081	1.72
ザ バンク オブ ニューヨーク メロ ン (インターナショナル) リミテッド 1 3 1 8 0 0	2,036	—	2,036	1.68
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,933	—	1,933	1.60
ステート ストリート バンク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 5 0 5 2 2 3	1,803	—	1,803	1.49

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,466千株(普通株式976千株、第1種優先株式1,489千株)保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

名称	株式会社伊藤園 第2回新株予約権	株式会社伊藤園 第13回新株予約権
保有人数		
当社取締役（社外取締役を除く）	3名	2名
当社監査役	1名	1名
発行決議日	2004年7月28日	2018年10月26日
新株予約権の行使期間	2004年9月1日 ～2034年8月31日	2019年9月1日 ～2024年8月31日
新株予約権の数	880個	55個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	228,800株	5,500株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1円	1円

名称	株式会社伊藤園 第14回新株予約権	株式会社伊藤園 第15回新株予約権
保有人数		
当社取締役（社外取締役を除く）	2名	7名
当社監査役	1名	1名
発行決議日	2019年10月25日	2022年10月26日
新株予約権の行使期間	2020年9月1日 ～2025年8月31日	2023年9月1日 ～2028年8月31日
新株予約権の数	67個	163個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	6,700株	16,300株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1円	1円

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	本 庄 八 郎	タリーズコーヒージャパン株式会社取締役名誉会長 チチヤス株式会社代表取締役会長 ITO EN(North America) INC. Chairman of the Board ITO EN(Hawaii) LLC Chairman of the Board ITO EN AUSTRALIA PTY. LIMITED Director ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Chairman of the Board
代表取締役社長 執行役員	本 庄 大 介	Distant Lands Trading Co. Chairman of the Board ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director
代表取締役副社長 執行役員	本 庄 周 介	マーケティング本部 担当 営業統括本部長 CDO ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director
取締役副会長 執行役員	渡 辺 實	管理本部、国際本部、新規事業 担当 ITO EN(North America) INC. Director Distant Lands Trading Co. Director ITO EN(Hawaii) LLC Director ITO EN AUSTRALIA PTY. LIMITED Director ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director
取締役 専務執行役員	中 野 悦 久	生産本部長 物流本部 担当
取締役 専務執行役員	神 谷 茂	東京・千葉地域営業本部長 広域流通営業本部、広域量販店営業本部 担当
取 締 役	Yosuke Jay Oceanbright Honjo	ITO EN(North America) INC. President & CEO Distant Lands Trading Co. CEO ITO EN(Hawaii) LLC CEO
取締役 専務執行役員	平 田 篤	管理本部長 コンプライアンス、内部統制 担当
取 締 役	田 口 守 一	早稲田大学名誉教授
取 締 役	臼 井 祐 一	うすい事務所代表
取 締 役	田 中 豊	税理士、田中税理士事務所所長
取 締 役	高 野 秀 夫	日本小売業協会参与
取 締 役	阿 部 啓 子	東京大学名誉教授 太陽化学株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	中 込 修 二	
監 査 役	高 澤 嘉 昭	弁護士、高澤嘉昭法律事務所代表
監 査 役	宮 嶋 孝	株式会社モンテローザ社外監査役
監 査 役	横 倉 仁	早稲田リーガルcommons法律事務所パートナー弁護士 株式会社クレディセゾン社外取締役

- (注) 1. 取締役田口守一氏、白井祐一氏、田中豊氏、高野秀夫氏及び阿部啓子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役高澤嘉昭氏、宮嶋孝氏及び横倉仁氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき特別な関係はありません。
4. 取締役田口守一氏、白井祐一氏、田中豊氏、高野秀夫氏、阿部啓子氏、監査役高澤嘉昭氏及び横倉仁氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 監査役高澤嘉昭氏は、弁護士として、法務及び財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役宮嶋孝氏は、長年の金融機関における経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役横倉仁氏は、公認会計士及び弁護士として、財務及び会計並びに法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
当社及び当社グループの取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しております。これにより、役員等がその職務の執行に関して損害賠償責任を負った場合に生じた損害等を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合は補填されないなど一定の免責事由があります。  
なお、当社取締役（社外取締役を除く）である被保険者につきましては、保険料を一部自己負担しております。それ以外の被保険者につきましては、保険料を全額当社が負担しております。  
契約期間は1年間であり、期間満了前に取締役会にて決議の上、更新する予定であります。
9. 取締役田口守一氏、白井祐一氏、田中豊氏、高野秀夫氏、阿部啓子氏、監査役中込修二氏、高澤嘉昭氏、宮嶋孝氏及び横倉仁氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める額となります。
10. 当事業年度以降の取締役及び監査役の異動  
2023年5月1日付で取締役の担当及び重要な兼職の状況が以下のとおり異動しております。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役副会長 執行役員	渡 辺 實	管理本部、国際本部、グループ経営推進部 担当 ITO EN(North America) INC. Director Distant Lands Trading Co. Director ITO EN(Hawaii) LLC Director ITO EN AUSTRALIA PTY. LIMITED Director ITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. Director
取 締 役 専務執行役員	中 野 悦 久	サステナビリティ推進 担当 (CSO) 生産本部長 物流本部 担当
取 締 役 専務執行役員	神 谷 茂	広域流通営業本部、広域量販店営業本部、総合企画部 担当
取 締 役 専務執行役員	平 田 篤	人事・人権推進 担当 (CHRO) 管理本部長 コンプライアンス、内部統制 担当

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬		
			金銭報酬	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	503	453	-	50	10
社外取締役	48	48	-	-	5
取締役 計	552	501	-	50	15
監査役 (社外監査役を除く)	13	13	-	-	1
社外監査役	34	34	-	-	3
監査役 計	47	47	-	-	4

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は取締役13名、監査役4名であります。
2. 上表には、2022年7月28日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれています。
3. 取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
4. 業績連動報酬に係る業績実績は、49ページの「(6) 財産及び損益の状況の推移」とおりであります。
5. 業績連動報酬に係る報酬限度額及び報酬限度株式数は、2011年7月26日開催の第46回定時株主総会決議に基づき、それぞれ年額100百万円、普通株式32,000株であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は21名です。
6. 取締役の金銭報酬の限度額は、1992年7月29日開催の第27回定時株主総会決議に基づき、月額100百万円であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は19名です。
7. 監査役の金銭報酬の限度額は、1992年7月29日開催の第27回定時株主総会決議に基づき、月額6百万円であります。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
8. 上記株式報酬の額は、社外取締役を除く取締役7名に対しストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額50百万円であります。
9. 役員退職慰労金につきましては、2002年7月に廃止しております。

### (3) 役員報酬等の決定方針

取締役の報酬等は、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や報酬の基本方針に沿って、客観性及び透明性を確保するため、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において審議します。（指名・報酬委員会は、その独立性を確保するため、社外取締役を含む取締役の委員3名以上で構成し、その過半数を独立社外取締役とします。委員は、取締役会の決議によって選定し、委員長は、独立社外取締役である委員の中から、指名・報酬委員会の決議によって選定します。）

取締役会は、指名・報酬委員会からの答申を尊重して決定します。また、取締役の個別報酬等は、指名・報酬委員会において、その内容が決定方針と整合していることや、報酬基準に基づいて評価されていることなどを審議し、取締役会は、指名・報酬委員会からの答申を尊重して決定します。

#### (ア) 基本方針

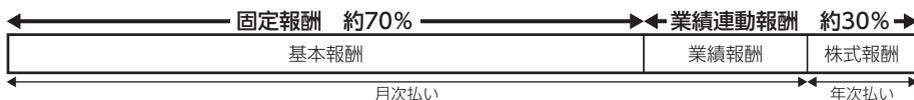
1. 伊藤園グループ経営理念「お客様第一主義」に沿って、企業の持続的発展と企業価値を高める報酬であること
2. 取締役の役割・責任の大きさと業績貢献に応じた報酬であること
3. 株価との連動性を高めることで、株主の皆様との共有を図り、経営への動機付けとなる報酬であること
4. 客観的かつ公平な審議に基づき、外部データを参考に決定された報酬であること

#### (イ) 報酬構成

社内取締役の報酬等は、固定報酬と業績連動報酬で構成し、報酬等の構成比率は、固定報酬約70%、業績連動報酬約30%とします。社外取締役及び監査役の報酬等は、固定報酬のみとします。

社内取締役の報酬等の構成比率は、以下のとおりとしており、原則月次払いとします。

構成比率



#### (i) 固定報酬

固定報酬は、株主総会にて決議された報酬限度枠（取締役月額100百万円、監査役月額6百万円）の範囲内における金銭報酬とし、原則、月次払いとします。社内取締役の報酬額は、業績及び計画の達成状況を勘案の上、決定します。

## (ii) 業績連動報酬

### (ii) - 1 業績連動報酬を採用する理由

業績連動報酬は、当社の株価との連動性を高め、株価変動による影響を株主の皆様と共有する立場に置くことによって、株価や業績への関心度を高め、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的とし、業績報酬と株式報酬で構成します。

業績報酬は、業績に基づく金銭報酬とし、原則、月次払いとします。

株式報酬は、業績連動株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を報酬とし、付与される新株予約権は、業績を厳密に評価して年1回決定します。

### (ii) - 2 業績連動報酬の評価について

評価は、業績と報酬を連動させるため、経営指標を業績項目として設定し、役位別に連結・個別の割合基準を定めるとともに各担当内容を勘案した上、それぞれの経営指標にポイントを付与することで総合評価をします。

### (ii) - 3 業績項目となる経営指標について

業績項目となる経営指標は、主に「売上高（成長性）」、「営業利益（収益性）」、「営業キャッシュ・フロー（安定性）」、「1株当たり当期純利益（収益性）」、「自己資本利益率（効率性）」、「株主資本配当率（株主還元）」等の指標とします。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。移行後の役員報酬の決定方針につきましては、36ページの「【ご参考】取締役の報酬等に関する決定方針」のとおりであります。

## (4) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席回数	監査役会出席回数	期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	田口守一	12回/12回	-	取締役会・経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、助言・提言等、当社グループの企業価値向上に資する発言を行っています。特に、長年にわたる法務の専門家としての知見と経験を活かし、経営上・事業上のリスク等に関する指摘を通して期待する役割を十分に果たしています。また、指名・報酬委員会の委員として公正で透明な委員会運営を主導しています。
取締役	白井祐一	12回/12回	-	取締役会・経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、助言・提言等、当社グループの企業価値向上に資する発言を行っています。特に、長年における警察官としての豊富な経験と幅広い見識と企業経営者としての経験も活かし、リスクに関する指摘や当社の経営に対する実効性の高い監督を行い、期待する役割を十分に果たしています。また、指名・報酬委員会の委員として公正で透明な委員会運営を主導しています。

区分	氏名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	田中 豊	12回/12回	－	取締役会・経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、助言・提言等、当社グループの企業価値向上に資する発言を行っています。特に、税理士としての専門的な知見や幅広い知識及び経験を活かした発言を行っており、期待する役割を十分に果たしています。また、当社での社外監査役時からの豊富な経験と実績を踏まえた活動や指名・報酬委員会の公正で透明な委員会運営を主導しています。
取締役	高野 秀夫	12回/12回	－	取締役会・経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、助言・提言等、当社グループの企業価値向上に資する発言を行っています。特に、長年における様々な企業経営支援に深く参画してきた経験と幅広い見識を活かした発言を通して、当社の経営に対する実効性の高い監督を行い、期待する役割を十分に果たしています。
取締役	阿部 啓子	10回/10回	－	取締役会・経営陣から独立した立場で当社グループの経営全体を俯瞰し、助言・提言等、当社グループの企業価値向上に資する発言を行っています。特に、食品の機能性研究の豊富な経験と専門的知見を活かした発言を通して、中長期経営に関わる研究分野において有用な役割を果たしています。
監査役	高澤 嘉昭	11回/12回	12回/13回	取締役会及び監査役会において、長年にわたる弁護士としての豊富な経験と専門的な見地にに基づき、適宜有益な助言や提言を行っております。独立した客観的かつ公正な立場から、取締役の職務の執行における適法性を中心に監査を実施し、当社のコーポレートガバナンス強化の役割を果たしております。
監査役	宮嶋 孝	12回/12回	13回/13回	取締役会及び監査役会の全てに出席し、金融機関における豊富な経験と企業経営での幅広い知見に基づき、適宜有益な助言や提言を行っております。客観的かつ公正な立場から、内部統制システムをはじめとする取締役の職務の執行に関する監査を実施し、当社のコーポレートガバナンス強化の役割を果たしております。
監査役	横倉 仁	12回/12回	13回/13回	取締役会及び監査役会の全てに出席し、公認会計士及び弁護士としての専門的な幅広い経験と見識から、適宜有益な助言や提言を行っております。独立した客観的かつ公正な立場から、会計及び法務的な観点より取締役の職務の執行に関する監査を実施し、当社のコーポレートガバナンス強化の役割を果たしております。

(注) 2022年7月28日より就任した阿部啓子氏につきましては、就任以降に開催した取締役会を対象とした出席回数であります。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	82百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額	109百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額として妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制を以下のとおり整備いたしております。

なお、金融商品取引法の「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」の規定に基づき、有価証券報告書と併せて内部統制報告書を提出するため及び会計監査人の監査証明を受けるため、グループ会社も含めて内部統制システムが適切に運用されるよう、整備・運用体制を構築いたしております。

### (1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

伊藤園グループの経営理念は、「お客様第一主義」です。伊藤園グループ基本綱領の中で、当社グループはそこに働くすべての人とその家族、そして広く社会全体のために存在し、国・地域社会・消費者・株主・販売先・仕入先・金融機関等のステークホルダーと協調して、企業の社会的責任を果たすことを経営の根幹としています。

このグループ経営理念が、当社グループの企業倫理の基本的な考え方であり、コーポレートガバナンスを支える不変の真理です。当社グループは全てのステークホルダーの信頼に応え、持続可能な社会の実現に向けた経営を全役員及び全従業員一丸となって積極的に推し進めます。

当社グループは、この理念に基づき、「健康創造企業」として長期ビジョン「世界のティーカンパニー」を目指します。また、世界中のお客様の健康に貢献することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につなげ、より一層のコーポレートガバナンス強化に取り組みます。

監査役会設置会社である当社は、適切なコーポレートガバナンスを実現するために、監査役がグループ会社の代表取締役あるいは担当取締役、執行役員または従業員に対し、営業の状況、意思決定のプロセス等の確認を行い、監査を実施しています。

監査役は、取締役会に毎回出席し、監査の状況につき会社全般または、個別案件ごとに客観的、且つ公平に意見を述べるとともに監査役会での監査方針に従い取締役の業務執行を監査しています。

### (2) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制に係る「伊藤園グループ行動規範」を取締役会において決議し、当社グループの取締役及び従業員等が法令及び定款並びに企業倫理を遵守した行動をとることとしています。

- ② 社長より任命された取締役を委員長とするコンプライアンス委員会及び当該委員会の運営事務局をコンプライアンス室に置き、「伊藤園グループ行動規範」に基づき伊藤園グループのコンプライアンス体制の実効性を高めます。
- ③ 法令、その他コンプライアンスに関し反する行為について、従業員等が直接情報を提供できる方法として、社内、社外に通報窓口を設けています。

### (3) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令、社内規程に定める取締役の職務執行に係る情報の保存期間中は、検索可能な状態で文書または電磁的媒体に記録、保存し取締役及び監査役による閲覧が可能な状態を維持しています。
- ② 上記文書の保存期間は、法令に別段の定めのない限り、文書取扱規程に定める各文書の種類によります。

### (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の業務執行に係るリスクを以下のとおり認識し、リスク担当部署を定め、規程、規則及びガイドラインを策定するとともに、横断的なリスク管理体制を構築しています。
  1. コンプライアンス上のリスク  
「伊藤園グループ行動規範」により、コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス室を中心として全社的なコンプライアンス教育を実施し推進しています。
  2. 情報セキュリティ上のリスク  
情報保護に関しては、個人情報保護方針を定めており、個人情報の漏洩を未然に防止するとともに、業務上の情報管理については、コンピュータのセキュリティを強化し、情報の漏洩及び不正アクセスを防止します。
  3. 品質及び環境上のリスク  
伊藤園グループ品質管理方針を定め品質、製品の安全性の向上及び製造物責任の対応等を含め、組織的な管理体制を構築しています。  
環境上のリスクに関しましては、環境マネジメントシステムの管理手法により環境リスクへの対応を、全社的な環境問題として取り組んでいます。
  4. 財産保全上のリスク  
債権管理基準に従い与信管理及び債権回収管理を徹底し、取引先倒産による貸倒損失の発生を未然に防止するよう努めています。また、製品、原料、資材等棚卸資産管理に努め不良在庫等の発生を未然に防止する体制整備に取り組んでいます。
  5. 災害及び事故のリスク  
災害対策委員会において、BCP（事業継続計画）の見直し、災害対応マニュアルの更新を図り、災害時の被害を最小限に止めるべく取り組んでいます。

- ② 不測の事態発生時には、社長を本部長とする対策本部を設置して、迅速な対応を行い被害の拡大を防止し、最小限に止める体制を整えています。

#### (5) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会及び執行役員会を当該体制の基礎とし、原則毎月1回定期に行うほか、必要に応じて臨時に開催しています。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌及び職務権限規程に従い、各担当部門が実施し、担当取締役は必要に応じて確認を行っています。

#### (6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社におけるコンプライアンス体制を確保するため、「伊藤園グループ行動規範」に準拠して行動基準等を定めるとともに、グループ各社または、当社の法令違反等の行為について直接従業員等が当社に情報提供する手段として社内、社外に通報窓口を整備しています。
- ② グループ会社の経営管理については、関係会社管理規程により管理体制及び管理基準を定め、定期的で開催される報告会及び会議で報告・審査されるとともに、重要事項の決定等に際しては当社取締役会の決議を得て行う体制となっています。
- ③ 内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部統制の体制に関する監査を実施し、その結果を社長に報告しています。

#### (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の従業員については、監査役が必要とする員数を当社の従業員の中から監査役補助者として任命し、監査役の指揮命令下に置き、その指示の実効性を確保しております。

#### (8) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役及び従業員は、業務執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要な課題につき適宜、監査役に報告を行います。
- ② 監査役は必要に応じて当社グループの取締役及び従業員に対して報告を求めることができます。また、監査役に報告をした当社グループの取締役及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁じます。

## (9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、社長、内部監査部門及び会計監査人と相互に情報、意見交換を行い監査業務の充実が図れる体制となっています。
- ② 監査役は、当社内部統制の体制整備及び運用に問題があると認めるときは、取締役会で意見を述べるとともに、改善策の実行及び報告を求めることができます。
- ③ 当社グループでの法令違反その他コンプライアンス上の問題については監査役に適宜報告される体制を確保します。
- ④ 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは当該費用又は債務を適切に処理いたします。

## (10) 運用状況の概要

日常の業務運営については「伊藤園グループ行動規範」を指針とし、役員及び従業員にハンドブックを配布し周知を図るとともにコンプライアンスに関する教育を適宜行いました。

当社は、社長より任命された取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を5回及び内部統制推進委員会を4回開催し、当社のコンプライアンス体制ならびに内部統制上の課題とその対応策について横断的な確認と議論を行いました。

情報セキュリティについては、電子情報資産の適切な保存・管理のため、情報セキュリティ基本規程を定め運用しております。

品質リスクについては、製品リスク対策委員会を4回開催し、当社製造物もしくは販売物におけるリスクとその対応策について審議しました。

当期は取締役会を12回、執行役員会を11回開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともにグループ各社の職務執行の監督を行いました。社外監査役を含め、監査役は取締役会に出席しております。また、常勤監査役は執行役員会に出席しております。

内部監査部門では、当社及びグループ会社を監査し、監査結果を社長ならびに監査役会に報告のうえ、必要に応じて改善指導を行いました。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点において買収防衛策を導入していません。その理由として、買収防衛策が必ずしも有効に機能するとは限らず、かつ導入により株価が下がり、かえって買収リスクを高めかねないと思われるためです。当社は、すべてのステークホルダーとの関係を密にして、業績を上げかつ当社を深く理解していただき、企業価値を常に高めることが重要と考えております。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分につきましては、安定的な利益配分を基本とし、配当を行ってまいります。

また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

これらの方針のもと、中間配当金は、普通株式1株当たり20円、第1種優先株式1株当たり25円とさせていただきます。

また、当期の年間配当金は、中間配当金とあわせて、普通株式1株当たり40円、第1種優先株式1株当たり50円とさせていただきます予定であります。

なお、内部留保は、企業価値を高めるための投資等に活用し、企業価値の増大、すなわち株主の皆様への投資価値の増大に努め、将来の事業発展を通じて積極的に還元させていただきます所存であります。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年4月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>185,102</b>	<b>流動負債</b>	<b>68,116</b>
現金及び預金	86,976	買掛金	23,211
受取手形	43	1年内償還予定の社債	10,000
売掛金	50,836	短期借入金	1,300
商品及び製品	28,898	リース債務	1,227
材料及び貯蔵品	8,488	未払金	258
前払費用	1,846	未払費用	24,181
関係会社短期貸付金	575	未払法人税等	3,466
未収入金	7,067	前受収益	14
その引当金	385	賞与引当金	3,333
貸倒引当金	△17	その他の	1,123
<b>固定資産</b>	<b>103,371</b>	<b>固定負債</b>	<b>55,318</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>45,211</b>	長期借入金	42,750
建物	10,528	リース債務	2,030
構築物	225	退職給付引当金	9,480
機械及び装置	1,768	再評価に係る繰延税金負債	719
車両運搬具	21	その他の	338
工具器具備品	12,744	<b>負債合計</b>	<b>123,435</b>
土地	15,181		
建設仮勘定	4,726		
	13	<b>純資産の部</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>4,208</b>	<b>株主資本</b>	<b>169,568</b>
借地権	80	資本金	19,912
商標	1,125	資本剰余金	20,205
ソフトウェア	1,569	資本準備金	5,000
電話加入権	89	その他資本剰余金	15,205
その他の	1,343	<b>利益剰余金</b>	<b>136,362</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>53,952</b>	利益準備金	1,320
投資有価証券	3,713	その他利益剰余金	135,042
関係会社株	37,331	固定資産圧縮積立金	524
出資金	9	別途積立金	117,616
関係会社出資金	1,051	繰越利益剰余金	16,901
関係会社長期貸付金	3,200	<b>自己株式</b>	<b>△6,911</b>
破産更生債権等	16	評価・換算差額等	△4,664
長期前払費用	63	その他有価証券評価差額金	1,388
繰延税金資産	4,631	土地再評価差額金	△6,053
敷金・保証金	2,000	<b>新株予約権</b>	<b>134</b>
事業保険掛金	353		
その引当金	1,670	<b>純資産合計</b>	<b>165,038</b>
貸倒引当金	△90		
<b>資産合計</b>	<b>288,473</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>288,473</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2022年5月1日から  
2023年4月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		315,025
売 上 原 価		198,038
売 上 総 利 益		116,986
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		100,200
営 業 利 益		16,785
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,679	
為 替 差 益	232	
そ の 他	544	2,456
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	124	
社 債 利 息	22	
賃 貸 費 用	31	
賃 貸 建 物 減 価 償 却 費	61	
リ ー ス 解 約 損	47	
そ の 他	91	377
経 常 利 益		18,864
特 別 利 益		-
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	203	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	17	
そ の 他	1	221
税 引 前 当 期 純 利 益		18,643
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,988	
法 人 税 等 調 整 額	△626	5,361
当 期 純 利 益		13,281

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2022年5月1日から)  
(2023年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本												
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金								
		資 準	本 金	そ の 他	資 剰	本 金	利 益	固 定	別 積	途 金	繰 利	越 益	利 剰
2022年5月1日残高	19,912	5,000	15,280	20,280	1,320	526	111,616	14,785	128,248				
事業年度中の変動額													
剰余金の配当										△5,166	△5,166		
別途積立金の積立額							6,000	△6,000					
固定資産圧縮積立金の取崩額							△1	1					
当期純利益								13,281	13,281				
自己株式の取得													
自己株式の処分			△75	△75									
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)													
事業年度中の変動額合計	-	-	△75	△75	-	△1	6,000	2,115	8,114				
2023年4月30日残高	19,912	5,000	15,205	20,205	1,320	524	117,616	16,901	136,362				

	株主資本			評価・換算差額等				新 予 約	株 純 資 産 計
	自己株式	株主資本計	そ の 他 有 証 評 価 差 額	他 価 券 価 金	土 再 差 評 額	地 価 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等		
2022年5月1日残高	△7,016	161,424	955	△6,053	△5,097	117	156,444		
事業年度中の変動額									
剰余金の配当		△5,166					△5,166		
別途積立金の積立額		-					-		
固定資産圧縮積立金の取崩額		-					-		
当期純利益		13,281					13,281		
自己株式の取得	△4	△4					△4		
自己株式の処分	109	33					33		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			433		433	17	450		
事業年度中の変動額合計	104	8,143	433	-	433	17	8,594		
2023年4月30日残高	△6,911	169,568	1,388	△6,053	△4,664	134	165,038		

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2023年4月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>234,393</b>	<b>流動負債</b>	<b>89,226</b>
現金及び預金	104,181	買掛金	29,958
受取手形	75	1年内償還予定の社債	10,000
売掛金	60,120	短期借入金	2,743
商品及び製品	44,767	リース債務	2,135
原材料及び貯蔵品	12,880	未払費用	29,519
未収入金	9,256	未払法人税等	4,367
その他	3,394	賞与引当金	4,296
貸倒引当金	△281	その他	6,206
<b>固定資産</b>	<b>104,381</b>	<b>固定負債</b>	<b>77,419</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>72,005</b>	長期借入金	58,210
建物及び構築物	21,093	リース債務	3,662
機械装置及び運搬具	5,694	退職給付に係る負債	10,810
工具、器具及び備品	14,181	再評価に係る繰延税金負債	719
土地	22,979	その他	4,017
リース資産	6,075	<b>負債合計</b>	<b>166,646</b>
建設仮勘定	912	<b>純資産の部</b>	
その他	1,067	<b>株主資本</b>	<b>170,386</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>8,270</b>	資本金	19,912
のれん	2,528	資本剰余金	18,558
ソフトウェア	1,857	利益剰余金	138,827
その他	3,884	自己株式	△6,911
<b>投資その他の資産</b>	<b>24,105</b>	その他の包括利益累計額	202
投資有価証券	3,990	その他有価証券評価差額金	1,693
繰延税金資産	7,362	土地再評価差額金	△6,053
その他	12,862	為替換算調整勘定	4,132
貸倒引当金	△110	退職給付に係る調整累計額	429
<b>資産合計</b>	<b>338,774</b>	新株予約権	134
		非支配株主持分	1,404
		<b>純資産合計</b>	<b>172,128</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>338,774</b>

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2022年5月1日から  
2023年4月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		431,674
売上原価		266,089
売上総利益		165,585
販売費及び一般管理費		145,996
営業利益		19,588
営業外収益		
受取利息	226	
受取配当金	91	
受取賃貸料	104	
破損製品等賠償金	40	
持分法による投資利益	138	
プリペイドカード失効	185	
為替差益	271	
助成金収入	280	
その他	236	1,577
営業外費用		
支払利息	544	
リース解約	47	
その他	231	823
経常利益		20,341
特別利益		
固定資産売却益	3	
固定資産受贈益	3	6
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産廃棄	240	
減損	402	
投資有価証券評価	17	
その他	2	664
税金等調整前当期純利益		19,684
法人税、住民税及び事業税	7,810	
法人税等調整額	△1,325	6,484
当期純利益		13,199
非支配株主に帰属する当期純利益		310
親会社株主に帰属する当期純利益		12,888

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年5月1日から)  
(2023年4月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本計 合
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
2022年5月1日残高	19,912	18,662	131,105	△7,016		162,664
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△5,166			△5,166
親会社株主に帰属 する当期純利益			12,888			12,888
連結子会社の増資 による持分の増減		△28				△28
自己株式の取得				△4		△4
自己株式の処分		△75		109		33
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	－	△103	7,721	104		7,722
2023年4月30日残高	19,912	18,558	138,827	△6,911		170,386

	その他の包括利益累計額						新 予 約	株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 値 差 額	土 地 再 評 価 差 額	為 替 換 算 差 額	退 職 給 付 累 積 金	そ の 他 の 包 括 利 益 計	そ の 他 の 包 括 利 益 計				
2022年5月1日残高	1,202	△6,053	3,738	88	△1,023		117	1,254	163,012	
連結会計年度中の変動額										
剰余金の配当									△5,166	
親会社株主に帰属 する当期純利益									12,888	
連結子会社の増資 による持分の増減									△28	
自己株式の取得									△4	
自己株式の処分									33	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	491	－	393	340	1,226		17	149	1,393	
連結会計年度中の変動額合計	491	－	393	340	1,226		17	149	9,115	
2023年4月30日残高	1,693	△6,053	4,132	429	202		134	1,404	172,128	

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月19日

株式会社伊藤園  
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人  
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 袖 川 兼 輔  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 根 洋 人  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 加 瀬 幸 広  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社伊藤園の2022年5月1日から2023年4月30日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月19日

株式会社伊藤園  
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 袖川 兼輔

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山根 洋人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加瀬 幸広

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社伊藤園の2022年5月1日から2023年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社伊藤園及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年5月1日から2023年4月30日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当社及び当社グループの良質な企業統治体制を確立し、健全で持続的な成長と社会的信頼の向上に資することを監査の基本の方針として、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、執行役員及び使用人等、並びに会計監査人からその職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、当社及び当社グループの取締役、執行役員及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、代表取締役社長とも意見交換を行ったほか、子会社についても、監査計画に基づき往査を実施し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について、監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果等の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が行う主要な事業所の往査に立会い、その職務の執行状況を確認いたしました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月27日

株式会社 伊藤園 監査役会

常勤監査役 中 込 修 二 ㊟

監 査 役 高 澤 嘉 昭 ㊟

監 査 役 宮 嶋 孝 ㊟

監 査 役 横 倉 仁 ㊟

(注) 監査役高澤嘉昭、宮嶋孝並びに横倉仁は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

## 株主総会 会場のご案内

会場 | グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール 3階 こんろん 崑崙

東京都港区高輪三丁目13番1号

電話：03-3442-1111

交通 | JRまたは京浜急行「品川」駅（高輪口）下車 高輪口（西口）より徒歩約8分

都営地下鉄浅草線「高輪台」駅 下車

A1出口より徒歩約6分

### 最寄駅からのアクセス



### NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンでご案内します。右図を読み取りください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。